

4月に送付
されます



年間医療費の お知らせが届きます

マイナンバーカードでも
確認できます



当組合では、医療費についてより深くご理解いただくために、被保険者・被扶養者が健康保険を使って、昨年1年間（令和7年1月～令和7年12月診療まで）に医療機関等で治療や投薬などを受けた医療費の総額、受診者負担額等の内訳を記載した「年間医療費のお知らせ」を被保険者単位（被扶養者分を含む）で作成し、事業所あて（任意継続の方は自宅あて）に送付いたします。

医療機関等から組合へ請求される診療報酬明細書の処理上、送付は4月となります。

このお知らせをご覧になり、日頃から健康の大切さに関心を持って、医療費の削減にご協力いただきますようお願いいたします。

事業主ならびに事務担当者の方にはお手数をおかけしますが、該当する被保険者のみなさまにお渡しくださいますようお願いいたします。

注意

「年間医療費のお知らせ」は大切な個人情報です。取り扱いには十分ご注意ください。

対象の期間内に受診された場合でも、医療機関からの請求時期により記載されない場合があります。

資格を喪失（退職）された被保険者の分がありましたら、お手数ですが健保組合にご返送いただくか、貴社にて破棄していただきますようお願いいたします。

【黙示の同意】について

当組合では組合員のみなさまにあらかじめ同意が得られているものとして業務を行います。 「年間医療費のお知らせ」の実施について同意されない方は、いつでも異議を申し立てられますので、同意されない方は健保組合総務課まで申し出てください。

お子さんが **就職** したときなどは **扶養削除**の手続きを!



健康保険組合では、一定の条件を満たしたご家族を被扶養者として認定し、保険給付を行っています。

しかし、就職等による収入の増加など、被扶養者認定基準をはずれたときは、被扶養者資格を削除する届出が必要です。

（健康保険の扶養削除手続きは、自動的に処理されません）

このようなケースに該当する方は、届出が必要です

お子さん	配偶者	親または配偶者（60歳以上）
<ul style="list-style-type: none"> ● 就職した ● アルバイト収入が増えた ● 結婚した（相手の扶養に入る場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年収が130万円以上になった（就職した、パート収入が増えたなど） ● 離婚した 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年収が180万円以上になった（再就職した、年金をもらうようになった、不動産収入があったなど） ● 同居していた義理の親と別居になった

手続き

5日以内に被扶養者届（異動届）を提出してください（資格確認書が交付されている方は、ご返却ください）。

*被扶養者認定基準について

年収については130万円（障害年金受給者と60歳以上は180万円、配偶者以外で12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満は150万円）未満であり、かつ被保険者の1/2未満であることが条件です。被保険者の配偶者の父母などは同居が条件になります。ご不明な点がありましたらホームページをご覧ください、資格課までお問い合わせください。

資格課からのお知らせ

～ 資格取得・資格喪失の際には速やかに届出をお願いします ～

従業員を採用したとき、被保険者が退職・死亡したときは、5日以内に届出をしてくださいます。オンライン資格確認が始まり、健康保険の資格情報の確実な運用が求められています。速やかな届出にご協力をお願いいたします。

お問合せ先 資格課

Tel **03-3359-8164** (直通)